

【本日の目次】

1. 市場トピックス
 - ◆新規上場のお知らせ
2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前・後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。
=====

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

インサイダー取引について（4）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、インサイダー取引に関して、重要事実等の公表、適用除外、刑事罰・課徴金について説明したいと思います。

4. 重要事実等の公表

インサイダー取引規制は、会社関係者又は公開買付者等関係者などであつて、重要事実又は公開買付け等事実（以下「重要事実等」といいます。）を一定の事由により知ったものは、その重要事実等が公表された後でなければ、その上場会社等又は公開買付け等に係る株券等の売買等をしてはならないというものです。したがって、重要事実等が公表されてしまえば、規制の対象とはなりません。

ここで「公表された」とは、当該上場会社等（又はその子会社）又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいい（金商法第166条第4項）、具体的には、

イ) 上場会社等（又はその子会社）を代表すべき取締役・執行役（又は当該取締役等から委任された者）が、2以上の報道機関（時事・産業・経済に関する国内

日刊新聞社、日本放送協会、基幹放送事業者) に対して重要事実等を公開し、かつ、公開された重要事実等の周知のために必要な期間 (12 時間) を経過したこと、又は、

ロ) 上場会社等が、その発行する有価証券を上場する金融商品取引所に重要事実等を通知し、金融商品取引所において当該重要事実等が公衆縦覧に供されたことなどとなっています (金商法施行令第 30 条)。

また、上場会社 (又はその子会社) が提出した有価証券届出書等の開示書類に重要事実等が記載されている場合には、当該書類が公衆縦覧に供されたことも「公表された」ことになるほか、公開買付け等事実については、公開買付け開始 (公開買付けの撤回) の公告等がされたことや、公開買付け届出書 (公開買付け撤回届出書) が公衆縦覧に供されたことも「公表された」こととなります (金商法第 167 条第 4 項)。

5. 適用除外

金商法 (第 166 条第 6 項、第 167 条第 5 項) は、次のような場合には、インサイダー取引規制を適用しないこととしています (このような場合は、取引の公正性を損なうおそれがないことから、適用除外とされたと言われています)。

- イ) 株式の割当てを受ける権利を行使することにより株券を取得する場合
- ロ) 新株予約権を行使することにより株券を取得する場合
- ハ) オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合
- ニ) 株式の買取請求、又は法令上の義務に基づき売買等をする場合
- ホ) 上場会社等の株券等に係る公開買付け等に対抗するため、当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該株券等の買付け等 (防戦買い) をする場合
- ヘ) 安定操作取引をする場合
- ト) 重要事実等を知る者の中で、証券市場によらない売買等をする場合
- チ) 重要事実等を知る前に締結された売買等に関する契約の履行 (又は決定された売買等の計画の履行) として行う売買等、特別の事情に基づく売買等をする場合
- リ) 株主総会決議等の公表後、当該決議等に基づいて自己株式の買付けをする場合
- ヌ) 社債券等の売買等をする場合 (解散、破産手続開始申立て等の場合を除く)
- ル) 公開買付者等の要請に基づいて、当該公開買付け等に係る株券等の買付け等 (応援買い) をする場合

(注) リ) とヌ) の場合は、会社関係者に係るインサイダー取引について、ル) の場合は、公開買付者等関係者に係るインサイダー取引について、適用除外

とされています。

6. 刑事罰・課徴金

(1) 刑事罰

インサイダー取引規制に違反した場合、刑事罰として、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第197条の2）。

また、違反行為により得た財産は没収（没収できないときは、その価額を追徴）されます（金商法第198条の2）。

さらに、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第207条）。

なお、最近の判決では、懲役2～3年（執行猶予付）、罰金200～500万円のものが多く見られます。

(2) 課徴金

一方、行政処分としては、課徴金の国庫納付命令が行われます（金商法第175条）（通常は、刑事罰と課徴金のいずれか一方が科されますが、両方が科された場合には没収・追徴と課徴金との調整を行うこととなります）。

課徴金の額は、重要事実等が公表された日以前6月以内に、インサイダー取引規制に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（買付け等）をした場合には、売付け等（買付け等）をした価格にその数量を乗じて得た額と、重要事実等の公表後2週間における最も低い（高い）価格に売付け等（買付け等）の数量を乗じて得た額との差額となります。

また、金商業者等が、会社関係者又は公開買付者等関係者としてインサイダー取引規制に違反して、顧客等（他人）の計算において売買等をした場合は、当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額が課徴金の額となります。具体的には、当該売買等が行われた月に違反者に運用財産の運用の対価として支払われるべき運用報酬額に、当該売買等が行われた銘柄の当該運用財産に占める割合を乗じた額が課徴金の額となります（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の21）。なお、本年9月の金商法改正により、課徴金の処分対象が、金商業者等に限らず、会社関係者又は公開買付者等関係者としてインサイダー取引規制に違反して、自己以外の者の計算において売買等をした場合に拡大されています。

インサイダー取引に係る課徴金納付命令は、年度によりバラツキがありますが、凡そ年間20件程度行われています。また、課徴金額は、100万円以下の事

案が約6割を占めていますが、500万円以上の事案も約1割あります。

なお、公募増資に関連して他人の計算で行われたインサイダー取引事案では、金商業者等に課せられた課徴金額が少額となっていることについて、問題が指摘されています。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>